第1章 人と人がつながって新しい世代につなげる

【目標体系図】

まちづくりの基本方針1 人と人がつながって新しい世代につなげる

目標とする 10 年後の声屋の姿

1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる

施策目標 1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

施策目標 1-2 市民が主体となった活動が増え、総統的に発展している

施策目標 1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが银付き、地域の力が高まっている

目標とする 10 年後の斉屋の姿

2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている

施策目標 2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

施策目標 2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

目標とする10年後の芦屋の姿

3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている

施策目標 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

施策目標 3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

日標とする10年後の芦尾の姿

4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている

施策目標 4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

施策目標 4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている

施策目標 4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

日標とする10年後の芦屋の姿

5 地域で安心して子育てができている

施策目標 5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

施策目標 5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている



一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる

【基本構想】

まちはそこに暮らす一人一人の意識や行動によって住み良いまちになっていきます。日頃の挨拶やマナーを守ることも住み良いまちづくりにつながります。このような日頃の行動からまちづくりにつなげていくために、自治会などの地域活動に参加する人が増えることがこれからの地域づくりの鍵となっています。

隣近所との挨拶や声を掛け合えるつきあいから発展して地域の力が高まるためには、活動に気軽に参加できる環境づくりによって新たに参加する人が増え、潜在的な市民の力が引き出されることが必要です。

そのためには、様々な施策において主体的な市民活動を活発化させ、市 民同士の交流や協働に結びつけるよう工夫することが重要であると考えま す。

施策目標 1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れ られる

施策目標 1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している

施策目標 1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

|施策目標 1-1| 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

(施策目標推進部:企画部)

|1 前期基本計画の「重点施策」

- ・様々な伝達手段を活用した、平易な表現での情報を発信します。
- ・ 市民発の情報や行政発の情報をテーマごとに整理し、発信します。

|2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

市政情報の伝達手段の活用では、従来からの広報紙、ホームページ等による発信に加え、新たにサンテレビの文字データ放送「まちナビ」による発信を実施するなど、拡充に取り組みました。特にその中でも、*ICT機器、スマートフォンやタブレット端末普及などにより、ホームページについては発信者である職員の研修等を実施し、ホームページで提供している情報に高齢者や障がいのある人はもちろんのこと誰もが問題なくアクセスできるホームページの制作に取り組むとともに、防災情報については即時発信に努めてきました。

また、市民から頂いた問い合わせ等を、「よくあるおたずね」(FAQ)としてカテゴリ別に掲載するなど、市民が使いやすい情報の整理を行ってきました。

しかし、近年は少子高齢化の進展や情報媒体の多様化など、情報を受け取る側である市民の環境も多様化しています。その中で効果的で効率的な市政情報を発信していくためには、より戦略性の高い広報活動を行っていく必要があります。

そのため、市民ニーズを把握し既存の媒体を活用した情報提供の充実や、新しい広報媒体の活用についても検討を進めていくことが必要です。

|3 後期5年の重点施策

1-1-1 様々な情報発信手段を効果的に活用し、分かりやすい情報を届けます。

- ①必要とする情報を速やかに入手できるように,既存の媒体による情報発信体制を見直すとと もに,新しい広報媒体の活用を検討します。
- ②本市や地域の魅力等について知る機会が増え、愛着や誇りを持てるように、ホームページや 新たな媒体を活用し、本市の魅力発信に繋がる情報提供に努めます。
- ③分かりやすい情報発信のために、職員の意識向上を目指します。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
「広報あしや」の市民の満足度(%)	58.1	7	70
市ホームページの市民の満足度(%)	49.5	1	60
「広報あしや」を知らない市民の割合(%)	4.8	7	1
「広報あしや」が手に入らない市民の割合(%)	14.5	7	5
本市各課広報担当者の広報活動に関する研修 会への参加率(%)	83.3	1	95

1-1-2 市民の知りたい情報を分析して広報活動に生かします。

(重点取組)

- ①市民ニーズを把握し、市民が求める効率的で効果的な情報発信を行います。
- ②必要とする情報にすぐ辿り着けるように、ホームページのFAQを充実します。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
市民の声を生かして広報した件数(件/年)	_	1	5
市ホームページのFAQの掲載件数(件)	390	7	510

4 市民主体による取組

- ◇行政が発信する情報の積極的な受信
- ◇積極的な情報発信

施策目標 1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している

(施策目標推進部:企画部)

|1 前期基本計画の「重点施策」

- ・幅広い世代が市民活動に気軽に参加できる環境をつくります。
- ・市民活動に参加する市民や団体の自立への取組を支援します。
- ・市民活動の輪が広がるよう市民同士や市民と行政の連携を促進します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

幅広い世代が市民活動に気軽に参加できる環境づくりでは、地区集会所の新築、改修を行った ほか、あしや市民活動センターを移転し、市民活動の拠点として整備を行うとともに、それらの 施設を*指定管理者制度により市民中心の管理運営としました。

市民活動に参加する市民や団体の自立支援では、活動に対する助成や、あしや市民活動センターにおける相談、人材育成を目的とする講座等を開催しました。

市民同士や市民と行政の連携の促進では、あしや市民活動センターにおいて、*中間支援団体が集まるネットワーク会議を開催し、行政も含めたネットワークが互いにつながるように、情報共有の場を設定しました。

しかし、地区集会所の中には、利用率の低い集会所もあることや、あしや市民活動センターの利用実績が移転時に比べて、会議室の稼働率は増加しているものの、利用人数が減少しているため、今後、市民が身近で気軽に活動に参加できる場所として周知していくことや、利用しやすい環境整備を行っていく必要があります。

また、市民活動団体間の連携については、市内で活動する様々なボランティア団体が互いの活動内容を知り、つながって、支援が必要な方にできることを提供していくことが互助の地域づくりの推進にもつながることから、あしや市民活動センターだけでなく、*社会福祉協議会のボランティア活動センターにおいて登録している個人やグループの活動内容など、市内全体のボランティア活動を把握し、支援が必要な市民のニーズとマッチングさせていく仕組みの構築が必要となっており、特に、*中間支援団体間の連携とコーディネート機能の強化が求められます。さらに、意欲・特技・経験を有している市民も多数おられることから、地域を支える市民一人一人の力を豊かにする取組を支援していくことも必要です。

さらに、平成 26 年(2014 年) 1 月に行った参画と協働についての意識・行動調査では、市民と協働して業務を経験したことのある市職員の8割が、協働したことの成果があったと回答しています。今後も職員の協働に対する意識の向上を図り、職員が自発的に市民活動や地域の活動にも取り組む意欲を高め、実際に協働できる職員を育成していくことも必要です。

3 後期5年の重点施策

1-2-1 市民が気軽に市民活動に参加し継続できる環境をつくります。

(重点取組)

①地域のコミュニティづくりのため、利用しやすい集会所となるよう改修を進める等、地域の

身近な活動の場を提供します。

- ②市民活動が活発になり地域の発展に寄与するよう,あしや市民活動センターの周知とともに,市民活動団体間の連携を図ります。
- ③市民のボランティア活動への参加につながるよう,*社会福祉協議会での福祉ボランティア活動を含めた市内全体のボランティア活動を推進・強化し,互助の地域づくりを支えます。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
地区集会所の利用率 (%)	46.8	7	50.0
あしや市民活動センターの利用者数 (人/年)	13,842	1	14,600
*社会福祉協議会のボランティア活動センター 登録者数(人)	452	7	600

1-2-2 市民の意欲・特技・経験を生かし、地域を支える市民の力を豊かにする取組を支援します。

(重点取組)

- ①市民の主体的な学びを支援するため、市民参画・協働等まちづくりに関する学習機会を充実 します。
- ②NPO, ボランティア, 自治会等の市民活動のすそ野を広げ, 人育ちを支えるために, 地域 を支える人材の発掘や育成を行います。
- ③職員の協働に対する意識を向上させるため、協働に関する情報を共有します。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
あしや市民活動センターの交流会・セミナー等の参加人数 (人/年)	811	7	860
市民との協働経験のある職員、協働している職員の割合(%)	31.9	7	40

4 市民主体による取組

- ◇市民活動への積極的な参加
- ◇市民活動団体間での様々な活動手法の共有

[関連する課題別計画]

第2次芦屋市市民参画協働推進計画(H27~H31)

第2次芦屋市地域福祉計画(H24~H28)

施策目標 1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

(施策目標推進部:企画部)

|1 前期基本計画の「重点施策」

- ・地域の課題を市民が主体となって解決するよう支援します。
- ・市民が主体となって進めるまちづくりの仕組みを市民と協働で見直します。

|2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

市民主体の地域課題解決への支援では、「*地域ひろば」と「*市民ひろば」を開催し、地域連携による平時の見守りと*災害時要援護者支援等の課題を協議する場を設定しました。また、地域のボランティアコーディネーター養成講座を実施し、リーダーの発掘と育成に取り組むほか、高齢者等の見守り活動として、「芦屋市地域見まもりネット」や、地域見守り拠点(打出商店街まごのて)の整備に取り組みました。

市民,地域主体のまちづくりを進めるルールや仕組みづくりでは,市民参画・協働を引き続き推進するため,平成26年度(2014年度)に「第2次芦屋市市民参画協働推進計画」を策定し,計画に基づいた施策を推進しています。

また,自分たちのまちをより住みよい快適なまちにしていくため、*まちづくり協定制度を導入するとともに、*まちづくり連絡協議会を立ち上げ、市内におけるまちづくりに関する課題と情報を共有できるようにしました。

しかし、地域の課題解決に取り組む役割が大きい自治会役員の高齢化や、若年層の自治会への加入率の低下等などの問題もあります。自治会加入率は、緩やかに減少傾向となっており、加入率をこれ以上下げないよう、新たな加入の促進や、人材の育成が大きな課題となっています。

また、地域の課題解決を図ることを目的とした行政の仕組みが複数存在するためわかりにくい 状況となっており、行政の地域との関わり方を組織横断的に整理する必要があります。

さらに、地域間・団体間での連携や新たな活動参加者へのコーディネート機能の充実を図りながら、市民の自主的な活動が継続できる仕組みづくりを支援することが必要です。

|3 後期5年の重点施策

1-3-1 市民主体の地域課題の解決と地域運営への取組を支援します。

- ①自治会活動等に参加していない市民に自治会等の地域活動の大切さや楽しさなどを伝える など、自治会等と連携しながら加入率増加のための支援を行います。
- ②まちづくりに関わる様々な主体が互いに交流し、事例の研究などによって知識を深め、地域におけるまちづくりを進めつつ、互いに連携する機会を充実します。
- ③*コミュニティビジネスとして地域課題解決に取り組む人材の発掘や、持続可能な仕組みづくりを支援するため、あしや市民活動センターで相談事業や講座を開催します。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
自治会加入率(%)	68.6	1	71
*まちづくり連絡協議会の 1 回あたりの平均出席者数 (人/年)	14	7	17
計画期間内に*コミュニティビジネスをはじめた団体数(件)	_	7	1

4 市民主体による取組

- ◇地域活動への積極的な参加と連携
- ◇地域の課題は地域で解決する意識

[関連する課題別計画]

第2次芦屋市市民参画協働推進計画(H27~H31)

第2次芦屋市地域福祉計画(H24~H28)



多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、 芦屋の文化があふれている

【基本構想】

本市では、大都市への交通の利便性とともに、恵まれた自然環境の中で 育まれた豊かな住環境が土壌となり、新しいライフスタイルが築き上げら れ、芸術文化だけでなく暮らしの楽しみ方をも文化とする考え方が先人た ちによって培われてきました。

この歴史的背景を改めて認識し、文化を芦屋の魅力の重要な要素として 位置付け、文化を身近に感じるまちづくりを進めていくことが必要です。

そのためには、芦屋の歴史を知ることで郷土としての愛着を深めることや、教養を高めるための学習の機会を豊富にし、その学習を通して様々な活動へとつなげていくとともに、文化的資源を活用し、市民が表現できる環境を整え、多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流しながら芦屋の文化を発展させていくことが重要であると考えます。

施策目標 2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

施策目標 2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

(施策目標推進部:社会教育部)

|1 前期基本計画の「重点施策」

- ・幅広い知識と教養を育む機会の充実に努めます。
- ・日頃から芸術文化に親しめる環境を整えます。
- ・地域の伝統や歴史が、次の世代に語り継がれていく活動を促進します。
- ・*スポーツ・フォー・エブリワンの理念に基づき,誰もがスポーツに気軽に参加できるよう普及,振興に努めます。

|2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

幅広い知識と教養を育む機会の充実では、公民館をはじめとする文化施設などでの各種講座等の実施、社会教育関係団体等への活動支援、活動機会の提供に取り組みました。日頃から芸術文化に親しめる環境づくりでは、各文化施設において*指定管理者等と協議しながら、美術博物館では、造形教育展や市展、学習雑誌にみるこどもの歴史展など事業の充実に取り組みました。また、図書館においては、児童図書の充実を行い、学校園における読書活動推進との連携を図りました。

地域の伝統や歴史の継承では、芦屋川の文化的景観をはじめ、新たに文化財を指定するととも に、文化財の整理、啓発に取り組むほか、各文化施設において、*指定管理者等とも協議しなが ら事業の充実に取り組みました。

スポーツの普及,振興では,「芦屋市スポーツ振興基本計画」及び「芦屋市スポーツ推進実施計画」に基づき,ライフステージに応じたプログラムなどの各種スポーツ事業を実施しました。 概ね各事業においては,多くの市民の参加を得ていますが,必ずしも参加者のその後の自主的活動につながっているとは言い難い現状です。

特に、文化振興については、平成 24 年度(2012 年度)からの「芦屋市文化振興基本計画」に基づき、各事業を実施していますが、市民が誇れる取組までには至っていない状況となっています。 これからは、地域の伝統や歴史だけでなく個性豊かで幅広いまちの魅力としての芦屋文化を発信していく取組や、さらには次世代に継承していく取組を行っていくことが重要です。

また、生涯学習についてもまちの魅力として高めていくためには、市民の現行の取組や学びのネットワーク等について積極的に情報提供し、より参加しやすい状況を促進するとともに、そのネットワークを充実し、特に子どもたちを意識した多世代をつなぐ仕組みや個々の学びをつなぎ広げる仕組みづくりが必要です。

図書事業では、これまで「読書の街 芦屋」として、「かばんの中に一冊の本を」や「ブックワーム芦屋っ子」を合言葉に、市民への読書推進事業の取組を行ってきており、今後の更なる事業推進において、公立図書館が担う役割は大きく、施設の整備や図書館事業の充実が求められています。

スポーツ推進においては、スポーツを行うことで、子どもから高齢者まで年代を問わず心身の健康の保持増進だけでなく、次代を担う青少年の健全育成、地域交流や家族の絆を深めるなどの多くの効果が期待されます。そのためには、平成32年(2020年)の東京オリンピック・パラリ

ンピック開催決定を追い風にして、スポーツの機運を盛り上げ、市民一人一人がライフステージ やニーズに応じてさまざまな形でスポーツ活動に参加できる機会を提供するとともにスポーツ への参加を促すことが必要であり、「芦屋市スポーツ推進実施計画」の基本理念である「するス ポーツ ・みるスポーツ ・ささえるスポーツ」を推進し、すべての市民が日常的にスポーツを楽 しむことができる、幅広い生涯スポーツ社会を目指した取組が重要です。

3 後期5年の重点施策

2-1-1 芦屋の文化を見つめなおし、個性豊かで幅広い芦屋文化をまちの魅力として広く周知・ 発信します

(重点取組)

①重点施策に則った「第2次芦屋市文化振興基本計画」の策定を平成28年度(2016年度)中に行い、市民の文化活動への参加促進を図ります。

指標(単位)	現状値	指標の	めざす値
	(H26)	方向性	(H32)
市民アンケートによる文化活動を行っている市民の割合(%)	45.9	1	50.0

2-1-2 市民が主体となって活躍する知の循環型社会の構築を目指します。

(重点取組)

- ①芦屋の文化を知り、自らリーダーとなって活躍できる人材が豊富になるように、研修会や講習会を実施し、ボランティアを育成・支援します。
- ②個々の学習成果が社会に還元,活用され,市民の生きがいや更なる学習意欲につながるよう,市民が主体となった発表会や研修会等を実施します。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
文化財ボランティアの登録者数(人)	15	7	25
学ばれた市民が講師や指導者となった公民館 講座及び出前講座の実施回数(回/年)	3	7	16

2-1-3 芦屋の文化を身近に感じ、守り、次の世代に継承できる取組を進めます。

- ①子どもが、現在に至るまでの芦屋の文化を知り、身近に感じることができるよう、わかり易い*出前講座や展示、リーフレットや冊子の作成など芦屋の文化に関する周知啓発に取り組みます。
- ②公民館,美術博物館,谷崎潤一郎記念館や富田砕花旧居などの文化施設の活性化を図り,誰 もが気軽に利用できる施設を目指します。
- ③失われつつある戦前,戦中の地域の伝統や文化を継承するため,戦前,戦中を知る人達の記憶の記録や状況調査等を行うとともに,調査結果を広く市民と共有し,活用します。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
中学生以下の美術博物館入館者数 (人/年)	1,260	1	2,000
地域の伝統や文化に係る講演会等の参加者数 (人/年)	256	7	295

2-1-4 地域の情報拠点として、公立図書館を充実させます。

(重点取組)

- ①市民が知識や教養を高めることができるよう、図書館施設の整備、資料の充実、調べ物や読書相談等サポートを強化します。
- ②子どもたちの読書機会を増やせるよう、子どもと本を結ぶ図書館行事の充実、保育所・幼稚園向けの読み聞かせや、学校への団体貸出等を実施します。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
市民アンケートによる市民が1か月に1冊以上読書する割合(%)	_	7	検討中
児童(7~15歳)図書貸出冊数(冊/年)	73,150	7	76,808

<u>2-1-5 「するスポーツ ・みるスポーツ ・ささえるスポーツ」を推進し、すべての市民が健康</u> で豊かなスポーツ文化を楽しむことができる環境を創ります。

(重点取組)

- ①「芦屋市スポーツ推進実施計画」に基づき、スポーツ施策を推進します。
- ②高齢者,障がいのある人やファミリーなど,誰もがライフステージに応じて楽しみ,人と人の絆を深めるスポーツ事業を実施します。
- ③積極的な啓発活動などによりオリンピック・パラリンピックなど国際大会への市民の関心を 深め、スポーツの機運を高めます。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
スポーツ啓発事業参加者数(人/年)	858	7	1,100
スポーツの週1回以上の定期的実施率(%)	62.0	1	69.0
市民アンケートでのスポーツの国際大会をわ が国で開催することに関しての問いに「好まし い」と答えた割合(%)	49.3	7	70.0

4 市民主体による取組

- ◇文化活動の積極的な情報発信
- ◇文化財的な建築物の保存・活用
- ◇スポーツ活動の積極的な情報発信

[関連する課題別計画]

第2次生涯学習推進基本構想(H21) 芦屋市文化振興基本計画(H24~H28) 芦屋市スポーツ推進実施計画(H26~H35)

|施策目標 2-2| 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

(施策目標推進部:企画部)

1 前期基本計画の「重点施策」

・多様な文化を持つ人との交流を促進します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

多様な文化を持つ人との交流については、市民交流の場として、さくらまつり、サマーカーニバル、秋まつりの開催を支援し、多くの参加を得ているほか、芦屋市国際交流協会と連携しながら姉妹都市であるモンテベロ市との学生親善使節の交換などの国際交流事業を実施してきました。学校園においては、潮見小学校に「*こくさいルーム」を設置し、子どもたちの母文化を尊重した交流活動や学習会を定期的に実施し、子どもたちの共生の心を育む活動の充実に取り組むほか、日本語理解が不十分な子どもたちに対して、日本語指導支援員等を配置し、児童生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう適応指導と学習支援の充実を図ってきました。

潮芦屋交流センターについては、年々利用者も増え、セミナーや講演会等については、ある程度の参加者数が得られていますが、まだ施設の利用率は十分とは言えず新しい取組も検討していく必要があります。また、姉妹都市交流事業も、市民が知り、参加する事業にはなっておらず、多くの市民が関わることができる方法を検討する必要があります。

一方,市内に在住する外国人住民が必要な情報を受け取ることができ,適切な相談や支援が受けられるよう,多言語による情報発信などを充実する必要があります。学校における日本語理解が不十分な児童生徒への指導についても,個々の状況が多様であることや,継続した支援も必要であることから,帰国・外国人児童生徒の望ましい教育のあり方について研究を進め,学校における指導体制の整備,充実を図る必要があります。

平成32年(2020年)東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等が決定されました。 国においては、それを見据えながら、国際的視野をもったグローバル人材を養成するため、小学校での外国語活動の教科化などが検討されはじめています。そのような流れの中で、さまざまな外国人との交流促進や、市内に在住する地域人材の発掘、各校に増えてきている外国にルーツのある子どもたちと共に学びあう視点に立った取組を進めることが必要になっています。多文化共生社会を進める上でも、そのような機会を、さらに国際理解を深めるための好機ととらえ、事業の検討を行うことも必要です。

|3 後期5年の重点施策

2-2-1 多様な文化を持つ人々との交流を促進し、お互いの理解を深めます。

(重点取組)

①潮芦屋交流センターを国際交流の拠点として,また,地域のコミュニティの活動拠点として 広く活用していただけるよう周知に努めます。

- ②外国の文化に対する理解や見識を深めることができるよう, 芦屋市国際交流協会や社会教育 関連団体との連携,協力によるセミナーや講演会などを実施し,国際理解を深める機会の充実を図ります。
- ③様々な異文化交流の機会を活用し、子どもたちが外国の言語や文化に触れたり、自国の文化 を発信したりする取組を進めます。
- ④外国語によるスピーチコンテストを実施する等,外国にルーツのある児童生徒と他の児童生徒が相互に学びあい,高め合える機会を増やします。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
潮芦屋交流センター(国際交流センター)の利 用率(%)	29	7	32
潮芦屋交流センター(潮芦屋集会所)の利用率 (%)	38	1	45
潮芦屋交流センター事業への参加者数(人/年)	4,890	1	5,380
国際理解を深めるための講座参加者数 (人/年)	_	7	30
外国語によるスピーチコンテスト参加数(人)	_	7	250

2-2-2 外国人住民が安心して暮らせる共生のまちづくりを進めます。

(重点取組)

- ①外国人住民が生活に必要な情報を入手できるように、外国人向けの刊行物、パンフレットや 公共サインなどを多言語表記や「やさしい日本語」で情報提供します。
- ②外国人児童生徒の望ましい教育のあり方について協議を深め、日本語指導支援員等の配置等 の支援体制を整備します。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
多言語表記のための翻訳・確認件数(件/年)	109	1	130
日本語指導を受けた児童生徒の割合(%)	60.8	7	100

4 市民主体による取組

◇多様な文化を持つ人と交流できる機会への積極的な参加



お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている

【基本構想】

豊かで活力ある社会を築いていくためには、誰もが社会の一員として認められ、お互いの人格と個性を尊重して支え合い、共に生き、その持てる能力を発揮できる社会が求められています。

全ての人が思いやりの心を持ち、困っている人に声をかけることや、人 権を尊重する精神を身につけていくことが必要です。

そのためには、障がいの有無や性別、年齢などにかかわりなく、また、 文化などの多様な立場や違いを理解し、一人一人を大切にして支え合う意 識を高めていくことが重要であると考えます。

施策目標 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

施策目標 3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

施策目標 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

(施策目標推進部:市民生活部)

|1 前期基本計画の「重点施策」

- ・ 平和を尊重する意識の普及、 啓発に努めます。
- ・人権を尊重する意識の普及、啓発に努めます。
- ・人権擁護機関と連携し相談窓口を開設して差別や人権侵害に対処します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

平和を尊重する意識の普及啓発では、平成 23 年(2011 年) 7 月に「*平和首長会議」に加盟したことにより、会議の提唱する非核・平和事業に取り組んできました。

人権意識の普及啓発では、「第2次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に基づき啓発事業等を実施し、「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」で意見を伺いながら、「芦屋市人権教育・人権啓発推進本部」において、意見の反映、人権の視点に立った事業評価を実施し、事業の改善に努めました。

*上宮川文化センターでは、人権啓発・住民交流の拠点施設として、民生事業(相談指導、老人憩いの間事業等)、就労促進事業などに取り組み、学校園においては、子どもたちに対して人権尊重の意識と態度を育くむ指導を計画的に進め、体験的な学習や研修の充実に努めました。また、芦屋市人権教育推進協議会との連携による研究会、学習会等を実施しました。

関係機関と連携した取組では、神戸地方法務局西宮支局との連携した特設人権相談所の開設や *権利擁護支援センターにおいて、高齢者・障がいのある人の権利侵害への対応を行いました。

人権関係の各事業への参加状況等はほぼ横ばいであり、アンケート調査による「人権を身近に 感じる人」の割合も大きくは変化しておらず、取組に工夫が必要であり、人権課題は多様化・複 雑化していることから、それに対応した仕組みづくりや関係機関との連携強化などが必要です。

平和施策においては、戦後 70 年、市議会において決議された「*非核平和都市宣言」30 周年を迎えたことを契機に、市民が平和の大切さを再認識し、より平和への意識が高まるよう取り組んでいく必要があります。

3 後期5年の重点施策

3-1-1 非核・平和意識の高揚を図るため各種事業を充実します。

(重点取組)

①平和の大切さを再認識できるように、「*平和首長会議」の提唱する非核・平和事業を実施するほか、平和講演会等を実施するなど「みんなで考えよう 平和と人権」事業を拡充します。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
「みんなで考えよう 平和と人権」の参加者数 (人/年)	742	7	1,000
「*平和首長会議・核兵器廃絶を目指す署名」 筆数(筆/年)	228	7	250

3-1-2 「人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に基づき人権啓発事業に取り組みます。 (重点取組)

- ①お互いの人権を尊重する社会を目指して、「日々の生活と人権を考える集い」等の人権啓発 事業に工夫を加え実施します。
- ②*上宮川文化センターでは、人権啓発・住民交流の拠点施設として、地域福祉や人権意識の向上を担い得る機関となるように、講演会などを充実し、市民が親しみやすい各種事業を実施します。
- ③市民や職員が人権教育推進の担い手となるように、人材育成に取り組むとともに、芦屋市人 権教育推進協議会の事業を支援します。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
「人権啓発事業」参加者数(人/年)	2,718	7	3,000
*上宮川文化センターの事業参加者等来館者数 (人/年)	82,122	1	86,228
芦屋市人権教育推進協議会研究大会参加者数 (人/年)	521	1	650

3-1-3 全ての市民の人権が守られるよう取り組みます。

- ①市民の人権が守られるよう、神戸地方法務局西宮支局や西宮人権擁護委員協議会などの関連機関との連携を深め相談事業等に取り組みます。
- ②住民票等の不正請求・不正取得により市民の人権が侵害されないように、本人通知制度の周知と適正な運用を行います。
- ③市民一人一人の権利が尊重され安心して暮らすことができる環境づくりをすすめるため、支援が必要な高齢者や障がいのある人等を支える「*市民後見人」の養成や、その活動を支援します。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
特設人権相談者数(人/年)	9	1	15
住民票の写し等に係る本人通知制度登録者数 (人)	449	7	1,000
権利擁護支援者養成研修参加者における人材バンク登録者の割合 (%)	61.1	7	75.0

4 市民主体による取組

- ◇平和を大切にする心の醸成
- ◇いじめ等身近な問題への積極的な関与
- ◇人権尊重の理念の理解
- ◇本人通知制度への登録

[関連する課題別計画]

- 第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針(H28~H32)
- 第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン (H25~H29)
- 第2次芦屋市地域福祉計画(H24~H28)
- 第7次芦屋すこやか長寿プラン21(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画)(H27~H29)

芦屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画 (H27~H32)

芦屋市第4期障害福祉計画(H27~H29)

施策目標 3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

(施策目標推進部:市民生活部)

|1 前期基本計画の「重点施策」

- ・あらゆる分野における女性の社会参画を支援します。
- ・セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス, その他性別による人権侵害の防止, 啓発に努めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

女性の社会参画支援では、「第2次及び第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン」に基づき、市附属機関等における女性委員の積極的登用に取り組んでいますが、目標である女性の登用割合は40%には達しておらず、引き続き積極的な登用に取り組む必要があります。また、女性の働き方セミナー等の講座、男女共同参画センター通信「ウィザス」の定期発行(年4回)及び広報あしや等による啓発、女性の就労支援等の情報提供、女性のための心の悩み・家事調停相談などを実施することにより女性の社会参画を支援してきました。

性別による人権侵害の防止, 啓発の取組では,「芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画」に基づく婦人相談員による*DV(ドメスティック・バイオレンス)相談, *DV被害者の自立支援の実施, *DV被害者支援ネットワーク会議の開催及び警察等との協働による「女性に対する暴力をなくす運動」キャンペーンなどの*DV防止啓発の実施などに取り組みました。

市民アンケートによる芦屋市男女共同参画推進条例の認知度は 43.6% と, まだまだ低い状況にあり, 啓発・講座等を引き続き実施し, その理念の理解を広めることが必要です。「男性は主な業務」「女性は補助的な業務」などといった固定的な性別役割分担意識の解消をさらに進めることや, *ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の啓発により, 女性だけでなく男性も家事, 子育てや介護などに参加できるような環境整備が進むよう取り組むことが必要です。

また、*DV相談室の認知度も 31.7%と低いため、さらに相談機関の丁寧な周知を行うとともに、定例的に*DV被害者支援ネットワーク会議等を開催するなど、関係機関との連携を深めていくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

3-2-1 性別による固定的な役割分担意識の解消などにより、女性の社会参画を進めます。

- ①各種講座の開催,「ウィザス」の定期発行,ウィザスあしやフェスタの開催や市民による啓発活動のネットワークへの支援などにより,性別による固定的な役割分担の意識の解消のための啓発に取り組みます。
- ②市附属機関等における女性委員の登用割合を高め、政策・方針決定過程での男女共同参画を 推進します。
- ③長時間労働の抑制,育児休業や介護休暇の取得促進の啓発などにより,子育てや介護を支える環境整備の推進に取り組み,*ワーク・ライフ・バランスを促進します。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
市民アンケートによる芦屋市男女共同参画推進条例の認知度(%)	43.6	7	55
市附属機関等における女性委員の割合(%)	37.2	7	40

3-2-2 性別による人権侵害の防止・啓発に努めます。

(重点取組)

- ①配偶者等からの暴力による被害者への相談窓口を充実し、被害者の早期発見・安全確保を図り、幅広い関係機関の連携のもと、切れ目のない自立支援を行います。
- ②暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとの認識を浸透させながら, 性差別による暴力防止についての啓発を行います。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
市民アンケートによる*DV相談室の認知度 (%)	31.7	7	50
*DV防止啓発グッズ配布数(個/年)	2,207	7	3,000

4 市民主体による取組

- ◇男女共同参画の意識の高揚
- ◇暴力は犯罪行為を含む重大な人権侵害であるとの認識
- ◇*DV等の被害を未然に防ぐ、または、最小限にとどめるための早期相談

[関連する課題別計画]

第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン(H25~H29) 芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画(H23~H29)



子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている

【基本構想】

全ての子どもはこれからの社会を担っていく大切な存在です。子どもたちの一人一人が健やかに成長することは、親や家族だけでなく全ての市民の願いでもあります。しかし、社会全体の行き詰まり感は子どもたちへも影響を及ぼし、自分の将来に夢や希望を持てない子どもたちが増えています。

子どもたちが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送るためには、安全な環境の下での健やかな成長とともに、将来の生活の基盤となる「確かな学力」に加え、人間形成の基礎となる道徳性など「豊かな心」と、体育・スポーツ活動や健康教育、食育推進による「健やかな体」をバランスよく身につけていくことが必要です。

そのためには、子どもたちが学習する教育環境の整備に努めるととも に、学校園、家庭、地域が連携して子どもたちの成長を支える仕組みを更 に拡充させていくことが重要であると考えます。

また、青少年を中心としたニートや引きこもり、薬物乱用等が大きな社 会問題になっており、社会全体で青少年の健全な成長を支える体制づくり を更に進めていくことも重要であると考えます。

施策目標 4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

施策目標 4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている

施策目標 4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

施策目標 4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

(施策目標推進部:学校教育部)

|1 前期基本計画の「重点施策」

- ・子どもたちの学力の向上に努めます。
- ・子どもたちの命や人権を大切にする心の教育の充実に努めます。
- ・子どもたちの体力向上に取り組みます。
- ・心やすらぐ充実した教育環境の整備に努めるとともに、教員の専門性と指導力の向上に取り組みます。

|2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

「芦屋市教育振興基本計画」に基づき、知・徳・体の調和のとれた「人間力の育成」を目指した教育活動を計画的かつ確実に進めてきました。

学力向上の取組では、学力向上パワーアッププラン・学力向上研究支援プランを推進し、学習指導員などの外部人材を活用した取組や、環境体験・自然学校・*トライやる・ウィークの推進等、参画と協働のもとで特色ある教育活動を推進してきました。教育環境整備においても、タブレット端末の早期導入など*ICT機器の充実を図りました。また、小学校の外国語活動では、地域の人材を有効に活用して内容充実に努め、中学校の外国語との滑らかな接続を行うため、小中学校が合同で研究協議を行う協議会の開催などに取り組みました。同様に他の教科においても小中連携の取組として、中学校合同授業研究会を実施してきました。

特別支援教育では、*特別支援教育センターを中心に、一人一人の状況に応じた個別の教育支援計画等を立て、指導を行ってきました。

心の教育の充実の取組については、道徳教育・人権教育、阪神淡路大震災の経験や教訓を語り継ぐ取組を中心とした防災教育、不登校児童生徒の学校復帰支援のほか、児童生徒を対象としたいじめに関するアンケート調査の実施、いじめや暴力行為などの問題行動の防止、障がい理解のための講演会の実施等に取り組みました。また、読書活動を推進し、子どもたちの年間の学校図書館の図書利用冊数は増加してきています。

体力向上の取組では、体力・運動能力調査を実施し、結果の分析を行い、体育指導の実践研究に取り組みました。食育では、アレルギー対応マニュアルの策定に加え、中学校給食の実施を決定し、施設整備をはじめとした準備を計画的に進めてきました。

教育環境の整備,教員の専門性と指導力の向上の取組では,教員研修やOB教員を活用した研修体制の充実を図るとともに,*校務支援システムの導入,ノー部活デーの設定等により子どもと向き合う時間の確保に取り組みました。

幼児期の教育では、質の高い教育・保育の充実を目指し、芦屋市の標準的なカリキュラムとして「就学前カリキュラム」を作成しました。

今後,幼児教育においては,子どもの発達や学びの連続性を保障するために,幼児期と児童期における互いの教育の理解を深め,小学校との円滑な接続をめざすことが必要です。

学力向上方策においては、基礎的・基本的な知識技能は身についてはいますが、それらを活用 していく力に課題がみられることから、外部人材のさらなる有効活用や、読書活動を基にした学 力向上,また,小中連携を踏まえ児童生徒の実態に応じた効果的な指導について研究を進め,実践していく必要があります。

また、子どもの命や人権を大切にする教育では、学校・教育委員会が主体となって関係機関と連携を進めてきましたが、学校外で起こる事案や家庭内における問題、虐待報告件数の増加等、子どもたちを取り巻く社会環境は、年々複雑化・深刻化している現状にあります。学校だけで取り組む領域を超え、専門家、関係機関などとの連携を一層強化していくことが求められるようになっています。

さらにスマートフォンの急速な普及は、いじめや人権問題に派生する危険性をはらんでおり、 子どもたちに*ICT機器を適切に操作する力や情報を正しく選択し活用する力を身に付けさせ る必要があります。

教育環境の整備においては、安全で快適な環境を提供できるよう計画的な施設保全をすすめる とともに、*ICT機器をはじめとした教材備品等の充実を図ることが必要です。

教員においても、*ICT機器等の活用により校務の効率化を図るとともに、それらの機器を 適切に活用できる能力を育成する必要があります。また、経験の浅い教員が増えていく中、現場 で教員を育成していくことが急務となっており、教員のキャリアに応じた研修などにより、指導 力の向上を図ることが必要です。

3 後期5年の重点施策

4-1-1 就学前の子どもの健やかな発達を保障する教育・保育を提供します。

(重点取組)

- ①保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育が受けられるように,「就学前カリキュラム」に基づき,幼稚園、保育所、*認定こども園の連携を深め、取り組みます。
- ②幼児期と児童期の教育が円滑に接続し、連続性や一貫性を確保できるよう、就学前施設と小学校との交流を促進し、連携の充実を図ります。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
幼稚園・保育所・*認定こども園の合同研修会 等開催回数(回/年)	5	7	7
就学前施設と小学校との交流回数(回/年)	27	7	42

4-1-2 子どもたちの学習意欲の向上と学力の定着を図る指導を充実します。

- ①*チューター,*理科推進員を効果的に活用し,学力が定着しにくい児童生徒の学習意欲と学力の向上を目指します。
- ②子どもの外国語の学習意欲と活用能力が向上するように、小学校に外国語を系統的、専門的に指導する人材を配置するとともに、中学校との滑らかな接続を目指したカリキュラムの研究・開発に取り組みます。

- ③子どもが読書の喜びや楽しさを体感するように、授業における学校図書館の活用を促進する とともに、公立図書館との連携を進め、*家読(うちどく)等子どもたちの読書意欲を高め る取組を研究し、推進します。
- ④特別な支援が必要な子どもが持てる能力を伸長し発揮できるよう,*インクルーシブ教育システムの構築をめざし,共に学びながら,個別のニーズに応じた教育を十分に受けられる環境整備を進めます。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
「授業がよくわかる」と答えた児童生徒の割合(%)	80	1	85
英語の学習が「好き」,「よくわかる」と答えた 児童生徒の割合(%)	85	7	90
児童生徒一人あたりの学校図書館における図 書貸出し冊数 (冊/年)	48.3	1	55
特別支援教育に係る研修会,研究会の参加人数 (人/年)	180	7	240

4-1-3 子どもたちが命や人権を大切にする「豊かな心」と、「健やかな体」をバランスよく身に 付けられるよう取り組みます。

- ①いじめや、いじめに起因する不登校等の発生を未然に防止するため、「芦屋市いじめ防止基本方針」に基づいたいじめ防止策を推進します。
- ②学校だけで解決が困難な生徒指導事案の対応を支援するために、関係機関との連携をさらに強化し、学校の生徒指導を支援する体制整備を進めます。
- ③スマートフォン等,インターネット利用に係る弊害やトラブルを防止するため,子どもの発達段階に応じて,情報を正しく選択し活用する教育を推進するとともに,保護者等への啓発を行います。
- ④子どもの運動意欲を高め体力・運動能力が向上するように、学校園における体力向上の指導の研究と実践に取り組むとともに、家庭で実践できる子どもの健康・体力づくりについて、保護者に啓発します。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
不登校児童生徒の学校への復帰率(%)	5.5	1	20
*スクールソーシャルワーカーの学校でのケース会議等における指導助言,関係機関との連携回数(回/年)	13	7	55
全国体力・運動能力調査結果で全国平均を上まわった種目数(種目/年)	8	7	15

4-1-4 教職員の専門性及び指導力の向上に取り組みます。

(重点取組)

①様々な教育課題に適切に対応できる教職員を育成するため、キャリアステージ(経験年数・ 校務分掌等)や課題に応じた研修機会の充実を図ります。

指標(単位)	現状値	指標の	めざす値
	(H26)	方向性	(H32)
教職員新規採用~5年次研修講座の受講者数 (人/年)	196	7	250

4-1-5 心やすらぐ充実した教育環境の整備を計画的に進めます。

(重点取組)

- ①子どもが、快適で充実した環境の中で学校園生活が送れるように、「公共施設の保全計画」 に基づき、精道中学校、山手中学校の建替に着手するほか、各学校園施設の整備を実施する とともに、教育備品の整備を計画的に行います。
- ②教職員が、子どもと向き合う時間を確保できるように、外部人材の活用や教育現場の*ICT化など、校務の効率化に総合的に取り組みます。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
「公共施設の保全計画」に対する学校園施設整 備の実施率(%)	100	\rightarrow	100
*ICT化によって、子どもと向き合う時間が増えたと感じる教員の割合(%)	_	1	67

4 市民主体による取組

- ◇学校ボランティアへの参加,協力
- ◇*家読の推進
- ◇スマートフォン、SNS等の正しい理解

[関連する課題別計画]

第2期芦屋市教育振興基本計画 (H28~H32) 芦屋市いじめ防止基本方針(H26~)

施策目標 4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている

(施策目標推進部:社会教育部)

|1 前期基本計画の「重点施策」

- ・青少年が将来の夢や希望を持ち、必要な知識や能力を身につけられるよう支援します。
- ・青少年の健やかな育成に努めます。

2「前期の取組成果」と「後期の課題」

青少年育成支援では、自然の中でのキャンプや昔あそびのイベントの定期的な開催等によって様々な体験事業に取り組み、事業にはこれまで育成した*青少年リーダーを派遣し、リーダー育成を行いました。学校においては、中学校ではトライやる・ウィークによる職場体験、幼児教育体験をはじめ、福祉体験、芸術文化活動等の地域社会の中での様々な体験活動により、生徒が豊かな感性や創造性を身につけることができるよう取り組みました。また、小学校では、自然学校、環境体験学習、宿泊訓練等、自然の中での様々な体験活動により、児童が問題を解決する力や共に生きる心などを身につけることができるよう取り組みました。

青少年健全育成の取組では、白ポストの設置等による有害環境の浄化活動、愛護委員による市内街頭巡視活動、愛護だより等の発行による広報啓発活動、愛護委員の資質向上のための研修などに取り組むとともに、相談活動では、青少年愛護センターやカウンセリングセンターのほか、「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉」に掲げた*若者相談センター「アサガオ」を平成25年(2013年)10月に開所し、関係機関との連携を図りつつあります。また、不登校等の児童生徒については、*適応教室において学校復帰支援を行いました。

家庭や地域社会の子ども・若者を育成する教育力の低下が指摘され、また、非正規労働者の増大等、若者の雇用環境に厳しい状況が続くなか、今後、子ども・若者が将来の夢や希望を持てるように、地域と連携した体験・交流活動の機会を提供するとともに、就労観、職業観を養い自立できる社会人になるようキャリア教育を充実することが必要です。また、困難を有する若者への支援を進めることが課題となっており、就労支援等も含め関係機関と連携しながら、「芦屋市子ども・若者計画」に基づいて施策を推進することが必要です。

3 後期5年の重点施策

4-2-1 子ども・若者が将来の夢や希望を持てるよう支援します。

- ①自立できる社会人になるように、小・中学校において、就労観や職業観を養うためのキャリ ア教育を充実します。
- ②地域で次代の社会を担う大人になるための資質を養えるよう、自然学校、*トライやる・ウィーク、キャンプ、*あしやキッズスクエア事業など、体験活動に参加する機会を提供します。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
将来の夢や目標を持っている児童の割合(%)	70.7	7	75
*あしやキッズスクエアの参加児童数(人/年)	_	1	16,800

4-2-2 困難を有する子ども・若者を支援します。

(重点取組)

- ①社会的、経済的に自立できるように、*若者相談センター「アサガオ」においてカウンセリング、アウトリーチ(訪問支援)、ピアサポート(仲間同士の支えあいの支援)を展開していきます。
- ②専門機関へのつなぎを充実させ、ソーシャル・ワークを進めるとともに、国・県やNPOなどの関係機関との連携を図ります。

指標(単位)	現状値	指標の	めざす値
	(H26)	方向性	(H32)
*若者相談センター「アサガオ」の支援対象者数(人/年)	26	7	100

4-2-3 子ども・若者の健やかな育成に努めます。

(重点取組)

- ①子ども・若者やその保護者が気軽に利用できるよう青少年愛護センターや*若者相談センター「アサガオ」などの相談窓口の周知・啓発を図ります。
- ②インターネットやスマートフォンの急速な進展に対応して、保護者・青少年関係者の情報リテラシー(活用能力)や情報モラルが向上するように、啓発、講演会・講習会を効果的に実施します。

指標(単位)	現状値	指標の	めざす値
	(H26)	方向性	(H32)
青少年愛護センターの相談受付件数(件/年)	16	1	50

4 市民主体による取組

- ◇青少年を育成する活動への協力
- ◇トライやる・ウィークに参加する生徒の受入れ

[関連する課題別計画]

芦屋市子ども・若者計画(H27~H31)

第2期芦屋市教育振興基本計画(H28~H32)

施策目標 4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

(施策目標推進部:社会教育部)

|1 前期基本計画の「重点施策」

- ・地域社会が一体となって子どもたちの学びを支えるため、学校に関係する諸団体をネット ワークで結ぶ仕組みづくりを拡充します。
- ・子どもたちが安全に安心して活動できる場として、学習やスポーツ・文化活動、地域住民 との交流活動などを提供します。

2「前期の取組成果」と「後期の課題」

学校に関係する諸団体をネットワークで結ぶ仕組みづくりでは、特色ある学校園づくりとして 地域人材を活用し、伝統文化、マナー、英会話、平和学習講話など幅広い教育活動を推進するほ か、*コミュニティ・スクールの活動支援や学校支援ボランティアとともに家庭、地域による学 校支援の取組を進めており、多くの地域住民の参加を得ています。

子どもの安全・安心な居場所づくりの取組では、市内8小学校において校庭開放事業を行うとともに、下校時間帯の子ども見守り巡回パトロールを実施しました。また、通学路の安全確保のために平成24年度(2012年度)に通学路緊急合同点検を地域、学校、行政が連携して行い、路側帯のカラー化やゾーン30の路面標示等実施し、平成26年度(2014年度)には*芦屋市通学路交通安全プログラムを作成しました。

それぞれの取組について調整・協力により大きな効果が得られるよう、連携を図り、進めることが重要で、学校を核として行われる活動、行事への協力体制づくりが必要であり、子育て支援の需要が増す中、子どもが安全で安心して過ごせる場の充実が求められています。

また、*芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路合同点検を地域と一緒に実施するほか、南芦屋浜地区から遠距離を通う子どもたちの安全確保策については、子どもの人数が増加することを踏まえ、早期に取り組む必要があります。

|3 後期5年の重点施策

4-3-1 学校園・家庭・地域が連携し相互協力のもと、子どもたちの学びを支えます。

- ①保護者や地域住民による学校支援ボランティアの活動が充実するように,支援者間の連絡調整や,学校現場との有効な連携づくりを進めます。
- ②地域の教育力を教育活動に生かし、専門的な知識や技能を有する教育ボランティアを学校園 へ招聘し、特色ある学校園づくりを進めます。
- ③子どもたちが健やかに育つ家庭環境実現の手助けとなるよう、学校ボランティアグループ等の協力を得て、保護者の世代間交流を図り、情報交換できる機会と場所を提供します。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
学校支援活動実施日数(日/年)	407	7	500
教育ボランティアの活動人数 (人/年)	554	\rightarrow	554
学校における子育て異世代交流会等への参加 人数(人/年)	95	7	140

4-3-2 地域と連携した子どもたちの居場所づくりの充実を図ります。

(重点取組)

①子どもたちが放課後等を安全安心に過ごせる居場所として、*あしやキッズスクエア、校庭開放、*子ども教室などを地域の協力を得て充実します。

指標(単位)	現状値	指標の	めざす値
	(H26)	方向性	(H32)
*あしやキッズスクエア、校庭開放、*子ども教室の開催日数(日/年)	1,060	7	1,680

4-3-3 地域と連携して子どもたちの安全確保を図ります。

(重点取組)

- ①子どもが安全に登下校できるように、*芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路合同点検を地域と共に実施し、危険個所の点検、改善を実施します。
- ②南芦屋浜地区からの子どもの通学の安全確保策については、保護者や地域との協議を重ねながら有効な対策を実施します。

指標(単位)	現状値	指標の	めざす値
	(H26)	方向性	(H32)
通学路合同点検及び報告会参加者数(人/年)	70	\rightarrow	70

4 市民主体による取組

◇子どもたちを育成する活動への協力

[関連する課題別計画]

芦屋市子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進行動計画(H27~H31) 第2期芦屋市教育振興基本計画(H28~H32)



地域で安心して子育てができている

【基本構想】

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や能力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。しかし、子どもへの接し方が分からず、育児やしつけ方に悩んでいる親たちが増えています。一人で行き詰ってしまう前に、地域の中で様々な家庭が気軽に相談できる相手がいることや、時には専門的なサポートを得ながら安全に安心して子どもを育てていけることが必要です。

そのためには、専門家の助言や公的なサービスに加え、親子同士の交流や家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場があることなど、身近な地域の様々な世代の人々が親子を応援できる環境にしていくことが重要です。

また、父親と母親のいずれもが仕事に就いている家庭も増えていること から、子育てと仕事を両立することができる環境にしていくことも重要で あると考えます。

施策目標 5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている 施策目標 5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

|施策目標 5-1| 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

(施策目標推進部:こども・健康部)

|1 前期基本計画の「重点施策」

- ・地域で子育てについて気軽に相談できる環境を整えます。
- ・家庭の教育力を向上させるため、様々なサポートを実施します。
- ・要保護家庭の自立や要保護児童の支援に努めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

子育て支援の取組では、各種訪問、相談事業等を実施し、早期に気軽に相談できる環境整備に努め、相談件数等は概ね向上しています。地域子育て支援拠点「むくむく」など、子育て世代が交流できる事業のほか、保健センター、保育所、幼稚園、小学校など関係機関と相談連携の実施、子育てに関する講演、講座も実施しました。妊婦健康診査では助成券方式の健診助成を導入し、受診者の負担軽減を図ったほか、5歳児発達相談を新たに実施し、安心して出産し、子どもの発達を支える取組も行い、乳幼児健診の受診率も9割以上となっています。また、子育て家庭の負担を軽減し、必要な医療を受けられるよう、所得制限基準額未満の3歳から中学3年生までの外来医療費の一部負担金を全額助成するなど制度の拡充を行いました。

要保護家庭の自立や要保護児童の支援では、母子・父子世帯への給付、助成事業のほか、*民生委員・*児童委員ほか関係機関とも連携した相談、支援体制の整備を行い児童虐待などの問題も含め対応してきました。

今後も、妊娠期から子育て期の保護者が安心して子どもを生み、育てることができるよう「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠・出産・育児において切れ目なく支援していくことが必要です。

さらに、今なお大きな社会問題となっている虐待を含む要保護児童等を早期に発見し、迅速な 対応を行うため、また、ひとり親家庭や要保護家庭等支援が必要な家庭が自立し、子どもの心身 の成長と発達が保障されるよう、関係機関や地域との連携による支援を充実することが必要です。

3 後期5年の重点施策

5-1-1 地域で子育てについて気軽に交流・相談できる環境を整えます。

- ①子育て家庭が身近なところで気軽に親子同士の交流ができるように,子育て支援拠点など親子で集うひろばの充実を目指します。
- ②乳幼児の保護者が,親子で遊びに行け,育児について親同士が話し合える場所となるように, 幼稚園で園庭開放や未就園児交流会等を実施します。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
子育てセンターにおけるつどいのひろば等に 参加する親子の数 (人/年)	53,313	1	56,313
幼稚園の子育て家庭への施設開放の参加回数 (回/年)	235	7	400

5-1-2 妊娠・出産期から子育で中の家庭における切れ目のない支援を実施します。

(重点取組)

- ①安心して出産・子育でに臨めるように妊娠中の健康診査及び健康教育・相談等の母子保健相 談支援を充実します。
- ②子育て家庭が自信を持って子育てができるように、子育てセンターなどの身近な相談の場の 充実を図るとともに、関係機関の連携による支援体制を推進します。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
保健センターでの母子健康相談の人数 (人/年)	2,598	7	2,750
子育てセンターでの子育て相談の人数 (人/年)	1,776	7	2,376

5-1-3 ひとり親家庭や要保護家庭の自立や支援に努めます。

- ①ひとり親家庭の経済的な自立を図るため、各種手当を支給するとともに就労支援を充実します。
- ②家庭児童相談における要保護家庭や要保護児童について、児童虐待防止と早期発見及び適切な支援ができるように、*要保護児童対策地域協議会における支援体制を推進します。
- ③困難な状況の子育て家庭が適切な支援機関とつながるように、地域の関係機関と連携を図り、 *民生委員・*児童委員活動を高めます。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*母子・父子自立支援プログラム策定事業参加者数(人/年)	14	1	20
家庭児童相談の件数 (件/年)	409	7	586
*民生委員・*児童委員への相談件数(件/年)	483	1	650

4 市民主体による取組

- ◇母子健康手帳を活用した妊娠中の健康管理
- ◇妊娠出産や子育てに関する積極的な情報の入手
- ◇妊娠出産や子育でに関する知識習得や不安を解消するための専門的な窓口の早期利用
- ◇乳幼児健康診査の受診
- ◇出産や子育てについて家族での話し合い
- ◇地域の子どもの成長に関心を持つことと、必要に応じての助け合い
- ◇子ども同士で遊ぶ機会の提供
- ◇児童虐待の相談・通告

[関連する課題別計画]

- 第2次芦屋市地域福祉計画(H24~H28)
- 第2期芦屋市教育振興基本計画(H28~H32)
- 芦屋市子ども・子育て支援事業計画及び芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画(H27~H31)
- 第3次芦屋市男女共同参画推進行動計画ウィザス・プラン (H25~H29)
- 第2次芦屋市健康增進·食育推進計画 (H25~H29)

施策目標 5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

(施策目標推進部:こども・健康部)

|1 前期基本計画の「重点施策」

- ・必要とするときに適切な保育サービスを提供します。
- ・ワークライフバランスの理念の普及、啓発に努めます。

2「前期の取組成果」と「後期の課題」

保育サービスの提供では、優先課題である待機児童解消に向けて、新たに2園の私立保育所を 誘致するほか、公立幼稚園において通常保育後に預かり保育を実施しました。これらにより受入 れ定数は増加したものの、まだ待機児童数の解消までには至っていません。また、*ファミリー・ サポート・センター事業も継続して実施するほか、保育所における延長保育、一時保育に加えて 市立芦屋病院において*病児・病後児保育を実施しました。

*ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及啓発の取組では、*イクメン(育児を積極的に行う男性)講座、男女共同参画フェスタ等の土日開催事業の実施や男女共同参画センター通信「ウィザス」の定期発行及び広報あしや等による啓発を行いました。また、市内事業者に対しても啓発冊子の案内などを行いました。

今後も、保育ニーズのある世帯が必要とするときに適切で良質な保育サービスを利用できるように、保育提供施設の増設等により待機児童の解消に努めていくことが必要です。

また、*ワーク・ライフ・バランスができていると思う市民の割合が 78.5%となっていますが、 *ワーク・ライフ・バランスを男女共同参画推進条例の基本理念の一つとして掲げていることから今後も向上を図る必要があり、引き続き、意識を高めるための啓発を行いながら、女性だけでなく男性も子育てに参加しやすい環境づくりを推進することが必要です。

3 後期5年の重点施策

5-2-1 必要とするときに適切で良質な保育サービスを提供します。

- ①待機児童が生じないように、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、小規模保育事業や *認定こども園等の整備を計画的に進めます。
- ②*病児・病後児保育を利用しやすくするために、実施施設の増設や広域的な利用などにより 提供体制の確保に努めます。
- ③*放課後児童健全育成事業の高学年の受入れについて、開始時期や具体的手法を慎重に見極め、提供体制の整備について検討します。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
待機児童の人数 (人)	131	7	0
*病児・病後児保育実施箇所数(か所)	1	7	2
*放課後児童健全育成事業の高学年の受入児童 数(人)	6	7	143

5-2-2 子育てと仕事を両立しやすい社会環境づくりに努めます。

(重点取組)

- ①働き方を見直すきっかけをつくることができるように、センター通信「ウィザス」等での *ワーク・ライフ・バランスに関する周知・啓発を充実します。
- ②女性だけでなく男性の家事や育児参加の意識を高める啓発講座などを開催します。

指標(単位)	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
男女共同参画センターの土日開催事業(*イクメン講座等)の男性の参加者数(人/年)	51	7	60
市民アンケートによる仕事と生活の両立ができている市民の割合(%)	78.5	7	84.5

4 市民主体による取組

◇*ワーク・ライフ・バランスの正しい理解

[関連する課題別計画]

芦屋市子ども・子育て支援事業計画及び芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画(H27~H31) 第2期芦屋市教育振興基本計画 (H28~H32)

第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン (H25~H29)